

○認定講習課程とは

→ 無線従事者資格を取得するには、無線従事者国家試験に合格するほかに、総務大臣の認定を受けた認定講習課程を修了するという方法があります。

以下の認定講習課程は、認定講習課程の認定基準（無線従事者規則第35条）に適合していることについて、総務大臣の認定を受けています。この認定講習課程を修了した方は、同養成課程の対象とする無線従事者の資格の免許を受けることができます。

（注）この表は平成27年7月1日から平成30年6月30日までで認定された認定講習課程を掲載しています。（平成30年7月1日現在）

担当地方局名	認定講習課程の種別 (免許を受けることができる資格)	認定講習課程実施者	実施期間	講習形態	その他参考となる事項
関東総合通信局	第三級海上無線通信士	公益財団法人 日本無線協会	平成27年12月1日から 平成27年12月12日まで	同時受講型	
関東総合通信局	第二級総合無線通信士	公益財団法人 日本無線協会	平成28年2月15日から 平成28年3月7日まで	同時受講型	
関東総合通信局	第三級海上無線通信士	公益財団法人 日本無線協会	平成28年6月14日から 平成28年6月25日まで	同時受講型	
関東総合通信局	第二級総合無線通信士	公益財団法人 日本無線協会	平成29年2月13日から 平成29年3月6日まで	同時受講型	
関東総合通信局	第三級海上無線通信士	公益財団法人 日本無線協会	平成29年6月6日から 平成29年6月17日まで	同時受講型	
関東総合通信局	第三級海上無線通信士	公益財団法人 日本無線協会	平成29年11月28日から 平成29年12月9日まで	同時受講型	
関東総合通信局	第二級総合無線通信士	公益財団法人 日本無線協会	平成30年2月13日から 平成30年3月6日まで	同時受講型	
関東総合通信局	第三級海上無線通信士	公益財団法人 日本無線協会	平成30年6月5日から 平成30年6月16日まで	同時受講型	